

青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第75号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例（昭和56年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表第1（第5条の2関係）						別表第1（第5条の2関係）							
青少年 の家の 名称	附属の施設	単 位		使用料の額		附属の設備の 使用料の額	青少年 の家の 名称	附属の施設	単 位		使用料の額		附属の設備の 使用料の額
				高等学校 生徒、学 生及び勤 労青少年	一 般						高等学校 生徒、学 生及び勤 労青少年	一 般	
岩手県 立県南 青少年 の家	研修室、音 楽室、視聴 覚室、創作 室、作法室 又はオリエ ンテーショ ン室	1時間 までご とに1 室ごと に	9時か ら17時 まで	円 [略]	円 <u>260</u>		岩手県 立県南 青少年 の家	研修室、音 楽室、視聴 覚室、創作 室、作法室 又はオリエ ンテーショ ン室	1時間 までご とに1 室ごと に	9時か ら17時 まで	円 [略]	円 <u>270</u>	
			17時か ら21時 まで	[略]	<u>350</u>					17時か ら21時 まで	[略]	<u>360</u>	
青少年 の家	体育館	1時間 までご とに	9時か ら17時 まで	<u>210</u>	<u>410</u>		青少年 の家	体育館	1時間 までご とに	9時か ら17時 まで	<u>220</u>	<u>420</u>	
			17時か ら21時 まで	<u>280</u>	<u>550</u>					17時か ら21時 まで	<u>290</u>	<u>560</u>	
	多目的グラ	[略]		<u>210</u>	<u>420</u>		多目的グラ	[略]		<u>220</u>	<u>430</u>		

	ウンド又は 野球場					
	テニスコ ート	[略]			<u>200</u>	
	キャンプ場	[略]			<u>330</u>	
	宿泊室	[略]		<u>290</u>	<u>570</u>	
岩手県 立陸中 海岸青 少年の 家	研修室、音 楽室又は視 聴覚室	1時間 までご とに1 室ごと に	9時か ら17時 まで	[略]	<u>260</u>	
			17時か ら21時 まで	[略]	<u>350</u>	
	体育館	1時間 までご とに	9時か ら17時 まで	<u>210</u>	<u>410</u>	
			17時か ら21時 まで	<u>280</u>	<u>550</u>	
	グラウンド	[略]		<u>210</u>	<u>420</u>	
	キャンプ場	[略]			<u>330</u>	
	宿泊室	[略]		<u>290</u>	<u>570</u>	
岩手県 立県北 青少年 の家	研修室、音 楽室、創作 室、プラネ タリウム室 、プレイホ ール又はふ	1時間 までご とに1 室ごと に	9時か ら17時 まで	[略]	<u>260</u>	
			17時か ら21時 まで	[略]	<u>350</u>	

	ウンド又は 野球場					
	テニスコ ート	[略]			<u>210</u>	
	キャンプ場	[略]			<u>340</u>	
	宿泊室	[略]		<u>300</u>	<u>590</u>	
岩手県 立陸中 海岸青 少年の 家	研修室、音 楽室又は視 聴覚室	1時間 までご とに1 室ごと に	9時か ら17時 まで	[略]	<u>270</u>	
			17時か ら21時 まで	[略]	<u>360</u>	
	体育館	1時間 までご とに	9時か ら17時 まで	<u>220</u>	<u>420</u>	
			17時か ら21時 まで	<u>290</u>	<u>560</u>	
	グラウンド	[略]		<u>220</u>	<u>430</u>	
	キャンプ場	[略]			<u>340</u>	
	宿泊室	[略]		<u>300</u>	<u>590</u>	
岩手県 立県北 青少年 の家	研修室、音 楽室、創作 室、プラネ タリウム室 、プレイホ ール又はふ	1時間 までご とに1 室ごと に	9時か ら17時 まで	[略]	<u>270</u>	
			17時か ら21時 まで	[略]	<u>360</u>	

れあいホール					
スポーツホール	1時間までごとに	9時から17時まで	<u>210</u>	<u>410</u>	[略]
		17時から21時まで	<u>280</u>	<u>550</u>	
ソフトボールグラウンド又はターゲットバードゴルフ場	[略]		<u>210</u>	<u>420</u>	
スケート場	[略]		<u>380</u>	<u>530</u>	1 靴 高等学校生徒、学生及び勤労青少年にあっては1人1足につき <u>330円</u> 、一般にあっては1人1足につき <u>440円</u> 2 [略]
テニスコート	[略]			<u>200</u>	
キャンプ場	[略]			<u>330</u>	

れあいホール					
スポーツホール	1時間までごとに	9時から17時まで	<u>220</u>	<u>420</u>	[略]
		17時から21時まで	<u>290</u>	<u>560</u>	
ソフトボールグラウンド又はターゲットバードゴルフ場	[略]		<u>220</u>	<u>430</u>	
スケート場	[略]		<u>390</u>	<u>540</u>	1 靴 高等学校生徒、学生及び勤労青少年にあっては1人1足につき <u>340円</u> 、一般にあっては1人1足につき <u>450円</u> 2 [略]
テニスコート	[略]			<u>210</u>	
キャンプ場	[略]			<u>340</u>	

[略]	宿泊室	[略]	<u>290</u>	<u>570</u>	[略]	宿泊室	[略]	<u>300</u>	<u>590</u>	[略]
-----	-----	-----	------------	------------	-----	-----	-----	------------	------------	-----

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第2中表の部分を次のように改める。

青少年 の家の 名称	附属の 施設	利用料金の上限額							
		個人使用				貸切使用			
		区 分	小学校児童及 び中学校生徒	高等学校生 徒及び学生	一 般	区 分	料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合	
岩手県 立県北 青少年 の家	スケー ト場	普通利用料金（1回につき）	円 150	円 460	円 650	土曜日及び休日の利用料金（1時 間までごとに）	円 12,200	円 24,410	
		回数利用料金（6回につき）	800	2,340	3,270		その他の日の利用料金（1時間ま でごとに）	9,150	18,310
		定期利用料金（1 シーズンにつき）	競技関係者	3,210	9,380	13,080			
			その他の者	6,420	18,760	26,170			
		附属の設備の利用 料金	靴（1回につ き）	130	400	530	附属の設備 の利用料金	放送設備（1時間ま でごとに）	660
ロッカー（1 回につき）				60円	照明設備	実費を基準として知事 が定める額			

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。